

## 新潟市空き家活用推進事業

### 地域活動活用タイプ補助金交付要領

#### (総則)

第1条 新潟市空き家活用推進事業に係る地域活動活用タイプの補助金の交付については、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

#### (目的)

第2条 空き家や除却後の跡地を、地域の課題解決や活性化に向けた地域活動の拠点として、有効に活用されることを目的とする。

#### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協議会 新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいう

(2) 自治会 新潟市自治会等事務委託要綱（昭和47年12月1日実施）第2条に規定する自治会等をいう

(3) その他の団体 主として市内で活動を行う営利を目的としない団体をいう

(4) 長屋 要綱第2条第9号による。ただし、要綱別表第1に掲げるタイプの細分（以下「タイプの細分」という。）が跡地活用であるものは、区分所有建築物の場合、一の区分所有部分を一の建築物とみなす。

(5) 共同住宅 要綱第2条第10号による。ただし、タイプの細分が跡地活用であるものは、区分所有建築物の場合、一の区分所有部分を一の建築物とみなす。

#### (補助事業の要件)

第4条 要綱第3条の規定による市長が別に定める要件は別表第1に定めるものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象としない。

- (1) 事業内容が、政治、宗教又は選挙活動を目的とするもの
- (2) 事業内容が、公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの
- (3) 事業により生じた利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (4) 事業の対象となる空き家の権利関係が不明確であるもの

2 要綱第2条第2号の規定による市長が別に定める対象リフォーム工事の要件は、以下に掲げるものとする。(対象リフォーム工事費を補助対象経費に含む場合に限る。)

- (1) 地域活動の拠点として活用するために必要な改修であること
  - (2) 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること
  - (3) 10万円(消費税及び地方消費税相当額を除く)以上の対象リフォーム工事を実施すること
  - (4) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人(工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。)又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること
- ただし、法人の場合は、対象リフォーム工事は自社によるものでないこと

3 要綱第2条第3号の規定による市長が別に定める対象解体工事の要件は、以下に掲げるものとする。(対象解体工事費を補助対象経費に含む場合に限る。)

- (1) 地域活動の拠点として活用するために必要な解体であること
  - (2) 補助金の交付の決定を受けた後に着手する工事であること
  - (3) 10万円(消費税及び地方消費税相当額を除く)以上の対象解体工事を実施すること
  - (4) 市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人(工事見積書の内訳証明書及び契約書において市内の住所が確認できるものに限る。)又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること
- ただし、法人の場合は、対象解体工事は自社によるものでないこと

(空き家の要件)

第5条 要綱第2条第1号の規定による市長が別に定める要件は、以下に掲げるものとする。

- (1) 長屋又は共同住宅でないこと（タイプの細分が活用であるものに限る。）
- (2) 登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる登記情報により空き家の所在が確認できるものであること

2 跡地活用の場合、前項第2号を次のように読み替える。

- (2) 登記の全部事項証明書（建物）、登記情報サービスによる登記情報、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）等により空き家の所在が確認できるものであること

(申請者の要件)

第6条 要綱第2条第4号の規定による市長が別に定める要件は以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 協議会
- (2) 自治会
- (3) その他の団体
- (4) 補助事業を行う空き家の所有者（個人に限る。）
- (5) 空き家の所有者から補助事業の実施について承諾を得た個人

2 前項第3号のその他の団体は次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有する団体で、市内に在住、在勤又は在学する者2名以上の構成員を有すること
- (2) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とす

る団体でないこと

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと

3 前2項のほか申請者の要件は、以下に掲げるものとする。

(1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

(2) 市税を完納していること

（補助対象経費）

第7条 補助金の補助対象経費は空き家の対象リフォーム工事、又は対象解体工事に係る経費、並びに併せて実施する外構工事で、要綱第4条第1項第3号の規定による市長が別に定めるものは、別表第2に定めるものとする。

（事業計画書の添付書類及び交付申請の書類等）

第8条 要綱第7条第1項の規定による市長が別に定める事業計画書に添付する書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 事業計画の概要（要領別記様式A）

(2) 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）又は登記情報サービスによる証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 活用内容及び工事の概要が分かる書類（任意様式）

2 要綱第8条第1項の規定による市長が別に定める補助金交付申請書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 補助金交付申請書（要領別記様式第1号）

(2) 対象リフォーム工事に係る工事見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）

(3) 耐震改修計画書（要領別記様式第1号の3）、耐震改修に係る図面及び計算書（耐震改修を行う場合に限る。）

(4) 当該空き家の全景写真（申請時点の状況が確認できるものに限る。）

(5) 対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真（リフォーム費を補助対象とする場合に限る。）

(6) 対象解体工事を行う場所の現況を示す写真（解体工事費を補助対象とする場合に限る。）

(7) 外構工事を行う場所の現況を示す写真（外構工事費を補助対象とする場合に限る。）

(8) 新潟市制度用の納税証明書（申請した会計年度に発行されたものに限る。）

(9) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（要領別記様式第3号）（法人が申請する場合に限る。）

(10) 法人の登記事項証明書（法人が申請する場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認めるもの

3 跡地活用の場合、第1項第2号を次のように読み替える。

(2) 当該空き家の登記の全部事項証明書（建物）、登記情報サービスによる登記情報、固定資産税明細書又は固定資産課税台帳（名寄帳）の写し等

4 第2項第8号に定める書類は、申請者が以下に掲げる場合は除くものとする。

(1) 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人

(2) 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設

立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される法人及び個人

(3) 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など）

5 第2項第8号に定める書類が申請書提出時に発行できない場合、要綱第13条第1項の規定による実績報告書の提出までに、提出すること。

（実績報告の報告書類等）

第9条 要綱第13条第1項の規定による市長が別に定める実績報告書及びその他書類は、以下に掲げるものとする。

(1) 実績報告書（要領別記様式第2号）

(2) 補助事業を含む工事請負契約書の写し

(3) 補助対象経費の支払いが確認できる書類（領収書の写し、銀行の振込明細書の写し、通帳の写し、その他これらに類するもの）

(4) 対象リフォーム工事を行う場所の工事前写真（申請時点の状況が確認できるもので、リフォーム費を補助対象とする場合に限る。）

(5) 対象リフォーム工事が行われた場所の工事後写真（リフォーム費を補助対象とする場合に限る。）

(6) 対象解体工事が行われた場所の工事後写真（解体工事費を補助対象とする場合に限る。）

(7) 外構工事が行われた場所の工事後写真（外構工事を補助対象とする場合に限る。）

(8) 承認を受けた事業計画の内容又は交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合（軽微な変更の場合に限る。）は、当該変更の内容が確認できる書類

(9) 耐震改修計画書を提出し、耐震改修を行った場合は、耐震改修工事証明書（別記様式第2号の2）及び耐震改修工事の工事写真

(10) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第4項に規定する確認済証の写し（対象工事の実施にあたり、同条第1項に規定する確認の手続き（建築基準法第87条において準用する場合を含む）が必要な場合に限る）

(11) その他市長が必要と認めるもの

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月20日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

（補助事業の要件）

共通
<p>(1) 事業実施後の活用及び管理方法などについて、事業実施後の管理主体の同意（申請者が自ら管理を行う場合にあつては、その会則等にのっとり、申請者の構成員の合意）が得られていること</p> <p>(2) 補助事業の実施及び事業実施後の活用について、空き家の所有者の承諾が得られていること（申請者以外に当該空き家の所有者がいる場合に限る）</p> <p>(3) 事業実施後の活用について、10年以上継続して行う予定であること</p> <p>(4) 補助事業の内容及び事業実施後の活用などにおいて、関係法令を順守して行われるものであること</p> <p>(5) 補助対象経費が10万円以上であること</p>
活用事業の場合
空き家を活用するために対象リフォーム工事を行うこと
跡地活用事業の場合
<p>(1) 空き家の跡地を活用するために対象解体工事を行うこと</p> <p>(2) 跡地の活用について、跡地の所有者の承諾が得られていること（申請者以外に当該跡地の所有者がいる場合に限る）</p>

別表第 2 (第 7 条関係)

(補助対象外となる経費)

共通
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 土地又は建物の購入に係るもの</li><li>(2) その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの</li></ul>
活用事業の場合
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 家具(カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く)、電化製品(エアコンを含む)、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの</li><li>(2) 電信、電話及び通信等設備に係るもの(建物内の工事に係るものを除く)</li><li>(3) 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの</li><li>(4) 太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの</li><li>(5) ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの</li></ul>
跡地活用事業の場合
<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の備品の処分に係るもの</li><li>(2) 建物の解体、撤去、処分及び併せて実施する外構工事以外の工事に係るもの</li></ul>

**事業計画の概要**

事業種別	(いずれかの□に✓をご記入ください) □ 活用事業      □ 跡地活用事業
活用主体	(空き家を活用する団体をご記入ください      例：〇〇自治会、申請者同様)
権原	(空き家の活用に係る権原について当てはまる□に✓をご記入ください) □ 自己所有      □ 今後取得予定 (売買、贈与等)      □ 賃貸借
所有者 による承諾	□ 本補助事業の実施について、空き家 (建物・土地) の所有者が承諾しています
活用の 目的、効果	(地域の課題解決や活性化に寄与することがわかるようご記入ください)
活用の内容 (運営方法等)	(例：利用希望者がある毎に開放・週 1 回、集会を開催 等)
管理体制	(例：自治会の担当者が鍵を管理し、随時貸し出す)
活用開始時期 (予定)	
活動期間に ついての誓約	□ 本活用は、10 年以上継続して実施します
耐震改修	(活用事業の場合、当てはまる□に✓をご記入ください) □ 耐震性が有る □ 耐震性が不足      ┌─▶ □耐震改修を実施する (今回 ・ 今後 ) └─▶ □耐震改修を実施しない
空き家である 期間	(いつごろから空き家であるかご記入ください・例：〇年〇月頃から)

※事業計画について補足する資料がある場合、添付してください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者） 〳

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

E メール

**新潟市空き家活用推進事業 補助金交付申請書**

空き家活用推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ	地域活動活用タイプ								
用 途	<input type="checkbox"/> 活用 <input type="checkbox"/> 跡地活用								
事業計画承認	年	月	日 新住 G 第 号の 2						
事業計画又は施設の名称									
空き家の所在地	新潟市 区								
耐震改修の有無	<input type="checkbox"/> 耐震改修なし <input type="checkbox"/> 耐震改修あり								
補助対象経費 (A)	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> </tr> </table>						円（第三面より）		
補助金申請額 (B)	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table>				0	0	0	円（第三面より）	
			0	0	0				
着手予定年月日	年	月	日						
完了予定年月日	年	月	日						
情報の公表の方法及び時期	（本補助金により事業を実施している旨の公表の方法・時期を記載してください。）								

（申請者が、申請等事務手続きを代行者に委任する場合はご記入ください。）

下記の者を本申請に係る申請等事務手続きの代行者として委任します。			
手 続 代 行 者	住 所	〳 ー	
	会 社 名	ふりがな 担当者名	
	電話番号	E メール	

対象工事に係る仕様書

<リフォーム工事の内容>

外部			
工事種別		工事概要	
①	屋根リフォーム		
②	外壁リフォーム		
③			
内部			
室名		改修部位	工事概要
④		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑤		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑥		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	
⑦		<input type="checkbox"/> 床	
		<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/> 天井	
		<input type="checkbox"/> その他	

<解体工事の内容>

	構造	階数	面積	備考
①				
②				
③				

<外構工事の内容>

--

要領別記様式第1号（第三面）（第8条関係）

<補助金申請額の計算> 税抜きで記載してください。（消費税は補助対象外となります。）

項目	金額				備考
(A) 補助対象経費 工事見積書（請負契約書）内訳証明書の補助対象経費合計欄の額				円	第一面の(A)欄へ
(B) 補助金申請額 補助上限額①と②のいずれか低い額			000	円	第一面の(B)欄へ
<リフォーム工事の補助金申請額の算出方法>					
補助上限額①：補助対象経費（A）の1/3の額（千円未満切捨て）					
補助上限額②：耐震補強の有無による上限額					
<input type="checkbox"/> 耐震補強あり 200万円 <span style="margin-left: 20px;">→ 上限額を記載</span> <input style="width: 50px; height: 20px;" type="text"/> 万円					
<input type="checkbox"/> 耐震補強なし 100万円					
<解体工事費の補助金申請額の算出方法>					
補助上限額①：補助対象経費（A）の1/3の額（千円未満切捨て）					
補助上限額②：上限額 50万円					

<補助対象要件に関する確認事項>（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
□	当該空き家は、申請日前3ヶ月以上の間、そのすべてが常態として人の居住又は使用に供されていません。
□	当該空き家は、建築工事の完了から起算して1年以上経過し、居住又は使用に供されたことがあります。
□	申請者本人及び団体等の構成員に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出をします。
□	上記の他、申請の内容は本補助金の要綱及び要領に定める各条項に適合します。

**工事見積書（請負契約書）の内訳証明書**

年 月 日

（宛先）新潟市長

（工事業者）住 所  
会 社 名  
代表者名

申請者 様空き家活用推進事業補助金の申請に係る工事の内容及び工事費の内訳は、下記のとおりであることを証明します。

工事の内容及び内訳明細表

補助対象経費	
工事種別	金額（税抜）
屋根リフォーム	円
外壁リフォーム	円
解体工事	円
外構工事	円
	円
	円
	円
	円
<b>補助対象経費合計（A）</b>	<b>円</b>
<b>補助対象外経費（a）（その他工事）</b>	<b>円</b>
<b>合計（A）＋（a）</b>	<b>円</b>
<b>消費税</b>	<b>円</b>
<b>見積額 合計</b>	<b>円</b>

〈確認事項〉（項目を確認し、□に✓印を記入してください。）

確認	確認項目
<input type="checkbox"/>	上記の内訳に他の助成事業と補助対象経費を重複して補助金交付を受けている又は受ける予定のものは含まれておりません。
<p>※「重複」とは、同一の箇所・部位の同一の工種・項目又は同一の補助対象経費において他の補助金を併用して受給していることをいう。</p> <p>併用している助成事業がある場合は、事業名を記載してください。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>	

年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者) 〒

住 所

(法人等にあつては所在地)

ふりがな

氏 名

(法人等にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

## 新潟市空き家活用推進事業 耐震改修計画書

空き家活用推進事業の実施にあたり、耐震改修工事を下記のとおり計画しているので、次のとおり耐震改修計画書を提出します。なお、本計画書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

事業計画又は 施設の名称		
空き家の所在地		
規 模	地上 階 延べ面積 m <sup>2</sup>	
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐震改修の計画	<input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手したものであつて、申請時点において、所要の耐震性能を確保していないことを確認しています。 <input type="checkbox"/> 耐震改修工事を実施することにより、所要の耐震性能を確保する計画であることを確認しています。	
耐震 性能の 評価者	上記内容について確認していることを証明します。	
	建築士登録番号	種 別 <input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 登録番号 大臣・ 知事登録第 号
	氏名	
	建築士事務所名	
	所在地	

注) 耐震性能の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（改正平成17年法律第120号）及び同法に基づく基本方針・技術指針に基づく評価によること

注) 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者）〒

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

Eメール

**新潟市空き家活用推進事業 実績報告書**

年 月 日付 新住 G 第 号の2 で交付決定のあった空き家活用推進事業補助金について、補助事業が完了したので次のとおり報告します。なお、本報告書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

活用のタイプ	地域活動活用タイプ											
用 途	<input type="checkbox"/> 活用 <input type="checkbox"/> 跡地活用											
事業計画又は施設の名称												
空き家の所在地	新潟市 区											
耐震改修の有無	<input type="checkbox"/> 耐震改修なし <input type="checkbox"/> 耐震改修あり											
項 目	交付決定通知書に記載された額					実績額						
補助対象経費 (A)					円					円		
交付決定額				0	0	0	円					
交付算定額 (B)	※交付算定額は交付決定額以内の額 (交付算定額 ≤ 交付決定額)								0	0	0	円
着手年月日	年 月 日											
完了年月日	年 月 日											
情報の公表の状況	(本補助金により事業を実施している旨の公表の実施状況を記載してください。)											

補助金の交付先 (振込先)	金融機関名	(金融機関名) (本・支店名)								
	預金種類・口座番号 (右詰めで記入)	<input type="checkbox"/> 普通	第		号					
	フリガナ	<input type="checkbox"/> 当座								
	名 義 人									

※振込先の名義人は原則として、補助事業者と同一としてください。

年 月 日

（宛先）新潟市長

（補助事業者） 〃

住 所

（法人等にあつては所在地）

ふりがな

氏 名

（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市空き家活用推進事業  
耐震改修工事証明書

空き家活用推進事業にあわせて、耐震改修工事を下記のとおり実施しましたので、提出します。  
なお、本計画書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

事業計画又は 施設の名称		
空き家の所在地		
規 模	地上 階 延べ面積 m <sup>2</sup>	
構造種別	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	
耐震改修の計画	<input type="checkbox"/> 耐震改修工事を実施したことにより、所要の耐震性能を確保したことを確認しています。	
耐震 性能の 評価者	上記内容について確認していることを証明します。	
	建築士登録番号	種 別 <input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造 登録番号 大臣・ 知事登録第 号
	氏名	
	建築士事務所名	
	所在地	

注）耐震性能の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（改正平成17年法律第120号）及び同法に基づく基本方針・技術指針に基づく評価によること

注）当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること

## 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市空き家活用推進事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
  - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
  - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
  - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
  - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

（宛先）新潟市長

〔法人、団体にあつては所在地〕  
住 所

\_\_\_\_\_  
〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）  
氏 名

\_\_\_\_\_  
生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日

\* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

